

考慮のうえ決定されている。

2 寝台料金の種類

(1) 列車寝台料金 (通行税を含む)

ア. 2等寝台	上段	中段	下段
A室	2,160 円	/	2,760 円
B室	1,680	/	2,160
C室	1,200	/	1,560
イ. 3等寝台	720	840	960

(2) 汽船寝台料金 (通行税を含む)

2等 (青森・函館間航路)

	上段	下段
A室	720 円	840 円
B室	480 円	600 円

3 寝台料金の決定

寝台料金は国有鉄道運賃法 (昭和 23 年法律第 112 号) の規定により、国鉄が運輸大臣の認可を得て定める。

4 通行税

2等および3等の寝台料金には、列車、汽船共通通行税法 (昭和 15 年、法律第 43 号) の規定により国鉄運賃法第 6 条によって定めた額の 2 割に相当する通行税が課せられている。

(平林喜三造)

しんてつどうしょうか 新鉄道唱歌 昭和 3 年に鉄道省・東京日日新聞・大阪毎日新聞が共同して懸賞募集した唱歌。〔汽笛一声新橋を〕に始まる

鉄道唱歌は、あまねく歌われて鉄道知識の普及、地理教育の資料として貢献するところ多かったが、この唱歌は鉄道延長 3,000 マイル時代のものであり、鉄道は 10,000 マイルに及び、線名・駅名そ



の他交通事情が甚しく変わったので、新たな交通情勢に適応した新鉄道唱歌の作詞・作曲をもくろんだもの。応募総数 2,961 編。

(1) 東海道 (2) 山陽 (3) 九州 (4) 東北・常磐 (5) 高崎・信越・中央 (6) 北陸・信越・奥羽 (7) 山陰 (8) 関西 (9) 四国 (10) 北海道の 10 線に分れて当選歌詞が発表され (昭和 3・6), 作曲は翌 4・3 当選発表があった。

歌詞 東海道線 (62 章中の第 1 章)

新たに興る 大御代の

昭和の春の 朝ぼらけ

汽笛はひびく 宮城の

松のみどりに こだまして

(岡部蔵造)

しんにぬし 真荷主 鉄道による物品運送をする場合または鉄道から運送品の引取りをする場合に鉄道との間に自ら運送契約の当事者や引取りの当事者とならないで、これを通運業者に委託する場合における委託者を、鉄道が荷主または貨主と区別して使用する用語である。

鉄道運送契約に関係ある者は契約の当事者となる荷送人と、運送品を受取る立場にある荷受人と、貨物引換証を発行した場合の貨物引換証の所持人とであって、それらの者が運送契約上の権利を行使し、義務を負う者で、これらの者は一般に荷主または貨主と称せられている。通運業者に委託して物品の鉄道運送をする場合、または鉄道から品物の引取りをする場合においては、引越荷物等について委託者の名をもって託送または引取りをなす場合を除き、通運業者が運送契約の当事者すなわち荷

主または貨主となるので、その場合における通運業者への委託者を荷主または貨主と区別して真荷主というのである。

真荷主は真荷送人である場合と真荷受人である場合があり、おおむね物品の所有者である場合が多いが、必ずしも所有者であることを必要としない。真荷主なる用語は運送品が着駅に到着し荷さばきを有利ならしめるために、通運業者の作製する手板または入荷記に使用されるほか、運送品に事故が発生した場合における損害賠償請求書等に記載し、損害賠償請求権の存在を明瞭ならしめるために使用されている。(小林倉雄・重森直樹)

しんぶんしとざっしのがっそう 新聞紙と雑誌の合装

特別扱新聞紙・同雑誌を託送するときは、同一の荷送人が託送する場合でも新聞紙と雑誌とは適用運賃および運送方法が異なるので、新聞紙と雑誌とは別個の荷造りで託送させるのが原則であるが、荷送人の便宜を考慮して、つぎのように新聞紙と雑誌を同一梱包 (こんぼう) 内に合装することを条件付きで認めている。

1 新聞紙と雑誌との合装

新聞紙の中へ雑誌を混入して合装し、これを新聞紙として認める場合は、運賃を通脱 (ほどつ) されるおそれがあるので、つぎのような条件付きでこれを認めている。

- (1) 鉄道管理局長の承認を受けること。
- (2) 混入する雑誌は、週刊誌または旬刊誌にかぎること。
- (3) 1つの梱包に混入する雑誌の量は 0.6kg 以内とすること。
- (4) 新聞紙の重量に雑誌の重量を 1つの梱包について 2kg として加算し、これによって運賃を支払うこと。

2 雑誌と新聞紙との合装

雑誌の中へ新聞紙を混入して合装し、これを雑誌として取扱うことは、運賃計算上はむしろ国鉄として有利であるので、べつに条件を付けないで認めている。(金田政吉)

しんぶんし・ざっしのとくべつあつかい 新聞紙・雑誌の特別扱

1 特別扱の必要

新聞紙および雑誌は、現代の国民生活においては不可欠の存在であり、これを低廉な運賃で迅速に運送し、その公共的使命をまっとうさせるためには、運賃・運送方法等について他の荷物と異なった特別の取扱をする必要がある。このため明治時代から新聞紙および雑誌については、特別な取扱方法を講じて今日に至っているのである。

2 特別扱の内容

新聞紙・雑誌といっても種々雑多な種別があり、すべての新聞紙・雑誌について無条件に特別な取扱をすることはできないので、特別な取扱をするに適格なものについて、発行人からの申請によりつぎに述べる特別扱の承認を行い、さらに特別扱運送の契約を締結した場合にかぎって、初めてつぎのような特別な取扱を行うのであり、この特別な取扱を受ける新聞紙・雑誌を特別扱新聞紙・同雑誌と称している。

- (1) 運賃については、運送距離の遠近にかかわらず、重量のみによって計算される低廉な特別扱新聞紙・同雑誌運賃が適用される。
- (2) 運賃は 1 箇月分を取りまとめて後払の取扱をする。
- (3) 託送または引渡し等に関しては、簡便な方法がとられている。
- (4) 運送については、計画的な運送方法がとられている。
- (5) 現品が不着の場合に託送される代品については、無賃で運送する。